

## 公立保育所における台風等による風水害への対応方針

### 趣旨・目的

台風等により人的・物的被害が生じるおそれがある場合には、**児童及び保護者等の生命と身体の安全を守ることを最優先に保育所の運営を行う必要があること**から、台風等による風水害発生時において迅速かつ適切に判断することができるよう、公立保育所としての対応を次のとおり定めるものとする。

### 1 基本的な考え方

台風等により市内に風水害の発生が予想される場合については、児童・保護者・職員の生命と身体の安全を守ることを原則として、次の基本的な考え方に基づき対応する。

#### 基本的な考え方

- ① 台風等による風水害への対応を明確化し、保護者に対してあらかじめ周知して理解を得る。
- ② 災害発生の危険が高まり、児童・保護者・職員の安全の確保が強く必要とされる状況においては、**計画運休の状況や避難情報等の内容に応じて適切な対応を図る。**
- ③ 対応にあたっては事前予告や決定等を迅速に行い、その内容を**確実に保護者へ伝える**。

### 2 具体的な対応

#### （1）平常時からの周知

風水害の発生が予測される場合における保育所の対応については、平常時から保護者に周知して理解を得る必要がある。そのためには、保育所等利用案内への掲載や入園説明会での説明、園舎内への掲示等により、平常時から保護者に対してこの対応方針を周知し、保護者の理解を求めていく。

#### （2）台風等による風水害への対応

##### ① 鉄道等の計画運休

台風の接近等により、本市を含む首都圏において鉄道等の**計画運休が実施される場合**には、児童等の安全を優先し、**全公立保育所を臨時休園**とする。

なお、計画運休への対応については、令和元年 7 月に国土交通省が作成した「計画運休・運転再開時における情報提供タイムラインのモデルケース」に基づき実施するものとする。

#### ※ 計画運休

鉄道などの公共交通機関が、台風などの悪天候で運行への影響が予測される場合に、利用者の安全確保等のため、事前に予告したうえで運行をとりやめること。

- ・平成 26 年 8 月に台風 11 号で鉄道網がまひしたことなどを教訓とし、JR 西日本が同年 10 月の台風 19 号接近の際に初めて大規模に実施した。
- ・首都圏では平成 30 年の台風 24 号接近時に初めて計画運休が実施され、令和元年の台風 15 号、19 号時と合わせて過去 3 回実施された。

#### ※ 計画運休・運転再開時における情報提供タイムラインのモデルケース

国交省は、平成 30 年 9 月に台風の影響で、首都圏など JR や私鉄が広範囲で計画運休を実施したことを踏まえ、鉄道会社とともに今後の在り方を検討し、令和元年 7 月に、情報提供の内容や振替輸送のあり方等と併せて、計画運休開始時刻から概ね 48 時間前の「計画運休の可能性を情報提供」、概ね 24 時間前の「計画運休の詳細な情報提供」などを示した情報提供タイムラインのモデルケースを提示した。

### ア 計画運休への対応の通知（概ね計画運休開始時刻の 48 時間前）

鉄道事業者等による計画運休の可能性に関する情報に基づき、臨時休園の可能性があることを各保育所に通知する。

### イ 保護者への事前予告（2日前のお迎え時までを目途）

各保育所は、保護者に対して臨時休園の可能性があることを通知する。なお、臨時休園とならない場合においても、台風等により登降園時の危険が想定されることから、当該日の保育所への登園を控えるよう登園自粛の協力を併せて依頼する。

### ウ 臨時休園の決定（概ね計画運休開始時刻の 24 時間前）

鉄道事業者等による計画運休に関する詳細な情報に基づき、当該日の計画運休の実施が午前 7 時から午後 8 時にかかる場合には当該日の臨時休園を決定し、各保育所に臨時休園の決定を通知する。なお、当該日の午後 8 時までの間に鉄道等の運転が再開された場合であっても、当該日は臨時休園とし、開園はしない。

### エ 臨時休園の周知（前日のお迎え時までを目途）

市ホームページでの周知に加え、各保育所から保護者への通知により臨時休園とする旨を確実に周知する。

#### ●計画運休に伴う臨時休園の流れ

	計画運休の可能性 (48 時間前)	計画運休の詳細情報 (24 時間前)	計画運休の実施 (当日)
市	計画運休への対応通知	臨時休園の決定	終日臨時休園
保育所	保護者へ事前予告	保護者へ臨時休園周知	

## ② 避難情報等の発令

保育所においては、施設が立地している地域の状況に応じて、具体的な避難確保計画をそれぞれ定めている。開所時間中に避難情報等が発令された場合は、その警戒レベルに応じて避難確保計画で定める必要な対応や行動をとり、児童と職員の安全を確保しながら、避難場所等において保護者への引き渡しを行うこととしている。

**警戒レベル4以上の避難情報等が発令された場合**においては、すべての児童の引き渡し以降は閉園（開園前の場合は臨時休園）とする。なお、当該日において避難勧告等が解除された場合でも、当該日は閉園（臨時休園）とする。

### ※ 避難確保計画

平成29年6月の水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律（土砂災害防止法）の改正に基づき、河川の氾濫等の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水時または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的に、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けられた。

### ● 警戒レベルに応じた対応例

高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】
土砂災害警戒区域／ 浸水想定区域	避難に向けた準備・ 保護者への連絡 等

### その他

- (1) この対応方針は、今後の風水害の状況や計画運休の動向等を注視し、**隨時修正・更新していく**ものとする。
- (2) 公立保育所においては、**この対応方針・避難確保計画について職員間での周知徹底**を図り、迅速かつ適切な対応ができるよう台風等への備えを整えていく。
- (3) **民間保育所等へもこの対応方針を周知**するとともに、台風等の発生時においても公立保育所と同様に情報提供を行う。